

近世における銭貨流通の一考察：福岡藩の「匁銭」 成立を求めて

藤本，隆士

<https://doi.org/10.15017/4475339>

出版情報：経済学研究. 49 (4/6), pp.39-53, 1984-07-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



近世における錢貨流通の一考察

——福岡藩の「匁錢」成立を求めて——

藤 本 隆 士

は じ め に

近世幕藩制における貨幣の存在は極めて重要である。幕藩制を崩壊期の封建制として捉えるならば、明治維新を画期とする日本近代化の準備段階として、商品貨幣経済が如何なる展開を遂げていたかという意味からも重要であろう。それゆえ諸先学が、極めて多くの論述を行なっているのは、当然であろう。それは明治以後に限らず、近世期当時の知識階級や一般の農書・商書にも多く「錢」について記述していることにも表われている。だがここで貨幣の研究史として見るならば、その多くは、貨幣発行の制度史的研究に重点が置かれていた。勿論、それらといえども、幕府や藩の財政との関わりや、領民救済などとの関連は見られている。しかし、それらは幕藩側の財政や経済政策の諸問題との関係の方に重点が置かれていた。だが、藤田五郎氏は、中世から近世への移行過程を、政治過程・生産過程と並んで流通過程として捉えられた。それは、撰錢問題以降を「悪貨範疇」概念で統一的に考察されたものであって、その著書『封建社会の展開過程』が戦後の学界に与えた意味は大きかった。しかし同氏がその直後に早逝されたので、この「悪貨範疇」論は成熟するにいたらなかった。作道洋太郎氏は、藤田氏を評価されながら、さらに畠山次郎・伊牟田敏充両氏の問題提起を踏まえながら「幕藩体制に照応的な関係に立つ通貨の構造を分析するという

視角¹⁾」を主張されている。しかしこの積極的な発言は、むしろ同氏の藩札の研究——近世信用通貨論として進められていった。

ここでは上述の意見に全く賛意を表しながらも、さらに貨幣史研究のもうひとつの面、それは当然以上に当然のことながら、流通の現場における取引実態の解明や、さらにどのような実際の計算が行なわれたのか、庶民一般の貨幣取り扱いの生活実態などの歴史的研究が必要であることを考えてみたいのである。それはわれわれが地方文書を取り扱う時、取引帳簿や証文などを分析しようとするとき直ちに直面する非常に困難な問題だからである。後に明らかにするが、金銀錢三貨の複雑な価値変動は、日常取引において時には混乱をもたらすけれども、庶民はよくそれに応えて計算処理を行なっている。幕府の改鑄による経済の全般的混乱は、庶民たちの生活防衛として、それは時には幕藩側の禁を犯してまでも、手許で貨幣価値（良貨）の温存をはかるという、逆にいえば経済法則に従った手段をも彼らにとらせたのである。そのような日常実際の貨幣流通をみる時、錢貨の役割がいかに重要であるかに気付くのである。幕藩制で、商品貨幣経済が、次第に都市から農村へ侵透してゆくことにより、近世社会が崩壊過程をたどると論ぜられるが、その貨幣が主としてどのようなものであったのか。地主層と一般農民

1) 作道洋太郎著『日本貨幣金融史の研究』p. 29 註 (4).

や小作人層とでは、明らかに貨幣使用の差が出ていたと思われる。高額貨幣と小額貨幣、つまり金銀貨と銭貨の流通の実態は、そのような差をもって取り扱われたに相違ない。そのことは、なにも農村に限ったものではない。都市民における階層にも妥当したであろう。そこで本稿では、その中の銭貨について、その一断面を考えてみたい。殊にこの西南地域では、銭貨が独得の流通方法をもっているのです、その点に焦点を絞って考察を加え、その独得の形、匁銭と名付けた銭貨の成立について考察を加えてみよう。

1. 近世幣制の概要

ここでは、幣制を詳細に論ずるのではなく、本論の主旨、銭貨・匁銭を考えるに必要な点にのみ触れておこう。

古来、わが国の貨幣は中国大陆の影響をうけて、銅銭が主たる通貨であった。それは輸入銭や皇朝十二銭にみられ、銭貨が津令以来、長く使用されたという意味では伝統的馴化であった。勿論、これ以外に、砂金や物品貨幣（特に米や絹など）も使用されたが、主な通貨は銭貨であった。それが戦国末期16世紀から17世紀初頭にかけて、全国的に金銀鉱山が開発されたために、急速に金銀貨が目立ち始めた。分銅や延棒にしたり、金銀細工物などが重宝がられ、やがて金の大判・小判や銀の通貨が重要な経済的役割を果たし始めたのである。

家康は慶長5年、関ヶ原の戦いのあと、翌6年（一説には5年）に金銀貨の鑄造を開始した。

「是歳、是レヨリ先キ、灰吹銀、行ハレ、銀定価ナシ。末吉利方曰ク、銀価不定ナレハ物価均一ナラス、其制ヲ定ムヘント。因テ始メテ銀座ヲ置キ、利方ヲ長トシ、後藤光次ト共ニ之レヲ管セレム。徳川 〇是歳ヨリ佐渡石

見二国多ク金銀ヲ出ス。宝貨事略〇大判金、小判金、一分判金、丁銀、豆板銀等ノ制ヲ改正ス。宝貨事略」

と『大日本貨幣史』は述べている。これは、それまでの徳川氏が鑄造していた墨判製の領国貨幣から、明らかに天下掌握を目前にした、刻印制による統一金銀貨への移行であったことは、さらに次の草間直方の意見をみても分るのである。

「慶長金ハ、或書ニ云、往古ハ国々、山々所々ニテ切遣相用ユ、慶長六年^(丑)巳年、於駿府被仰出候者、国々金銀取扱ヒ、位高下有之、交易不自由ニ付、金銀座御取立、金銀ノ位一ト手ニ被仰付ト云々、（中略）則後藤庄三郎製之、是ヨリ以来、光次ヲ以テ代々極印す³⁾」と。即ち領国貨幣から「金銀ノ位一ト手ニ」する統一貨幣の鑄造であった。これが上述のように慶長6年とすれば、家康は將軍になる慶長8年より2年前に、天下の統一貨幣を準備していたことになる。このことは幕藩制成立を考える上で、ひとつの重要な点である。

以上は金銀貨であるが、銭貨はどうであったのであろうか。小葉田淳氏は、慶長通宝・元和通宝の鑄造の確実性に疑問を投げかけながらも、もし鑄造されたとしても通貨として積極的意味はもたなかったであろう⁴⁾とされているのは、正当であろう。事実、金銀山よりやや遅れて銅山の全国的開発が行なわれており、「（寛永）十三年（丙子）寛永通宝銭ヲ鑄ル。銅銭ナリ。⁵⁾」とみえる。いわゆる銭貨がこれ以後、大量に鑄られることになった。だがこの段階で、永銭1文

2) 大蔵省編纂 本庄栄治郎校訂『大日本貨幣史』第一巻 p. 119~120.

3) 草間直方著『三貨図彙』（白東社版）p. 266.

4) 小葉田淳著『日本の貨幣』p. 209.

5) 前掲『大日本貨幣史』p. 202.

に対して、寛永通宝4文、つまり鑊銭あるいは京銭といわれる方を銭貨の規準とした意味は、藤田氏が「悪貨範疇」として捉えられたこと⁶⁾の重要性をも含めて考えねばならぬが、銅の生産力限界もひとつの条件であったと考えておきたい。それは他方、生銅の輸出がありながら、さらに小額貨幣への需要の増加は急速に高まっていったであろうことが当然考えられるからである。つまり寛永から寛文年間に大量に鑄造されていることは、近世初頭の貨幣需要の姿を示しているのである。ここでは、これ以上論ずる余裕はないが、このようにして金銀銭三貨が、徳川氏の手で統一貨幣として出揃ったのである。

そこで三貨間の価値比較および単位について簡単に触れておこう。

まず金貨であるが

金1両=金4分

金1分=金4朱

というのが、金貨の公定単位である。つまり1両までは四進法であり、両は10両、100両などと十進法である。

次に銀貨。これは秤量貨幣である。「匁」を

基本単位とし、1,000匁を貫と呼び、匁より以下は、 $\frac{1}{10}$ 分・厘・毛と下って十進法である。

次に銭貨。一般に寛永通宝で知られているが、1枚1文として計算される計数貨幣である。十進法であるが1,000文は1貫文としている。慶長14年、それまでの良貨永楽銭（又は単に永と略することがあるが、他方、永といって銭貨を指称することもある）の1貫文に対して、鑊（京）銭は4貫文の規定を令達した。寛永通宝はこの鑊銭と同価値として鑄造されたので、次の如くなる。

金1両=永1貫文

であったから、寛永通宝は

金1両=銭4貫文 $\therefore$ 金1分=銭1貫文

である。

他方、幕府は金貨と銀貨の関係を

金1両=銀50目（匁）

と定めた。そこで三貨の公定比価は

金1両=銀50目（=永1貫文）=銭4貫文

ということになる。この三貨間の価値関係は幕府の一応の規準であって、現実には日々相場変動を生じるのであって、三貨が複雑にからみ合ってくる。

だがここで特に注意しなければならぬのは、銀貨が秤量貨幣で「匁」の単位を、銭貨が計数貨幣として「文」の単位を基準としている、ということである。

ただ、単位の名称は中国の影響をうけて各種の呼称が用いられたために、近世の貨幣計算をより複雑化していることも事実である。例えば、銀貨で「両」を使うことがある。即ち

銀1両=4匁3分

銀1枚=43匁 $\therefore$ 銀1枚=銀10両

などが見え、これは金貨の1両とは直接には結びつかない。ところが古くは

6) 藤田五郎著『封建社会の展開過程』p. 83~180. 同氏は、その「悪貨範疇」を主張されたあと、結論として撰銭禁制と17・18世紀の貨幣改悪を比較されながら次のように述べられる。「まず第一に、領主の……財政補填策が登場するとき、その社会における貨幣の流通の度合いが深く広がっていったらばただ悪貨流通法則実現の効果が著しくなる。……それは撰銭禁制によつて現われ、しかも実現はしなかった。そして十八世紀には貨幣改悪によつて現われ、しかも実現した。……第二に、その場合、単に商業・高利貸資本の発展のみからでは、貨幣の改悪は実現しない。……しかしこのことは、社会の直接生産者側における「農民的貨幣経済」の一定程度の発展を背景としている。……」（p. 180）という、貨幣への二大政策が流通の場で捉えられようとしている。この指摘は貴重であるが、そのためには「農民的貨幣経済」の具体的歴史研究がさらに深められねばならない。

1両=24 銖
 という単位があって
 1斤の1/16を1両
 ともいい
 $1\text{斤}=160\text{匁} \therefore 160\text{匁} \div 16 = 10\text{匁}$
 $\therefore 1\text{両}=10\text{匁}$
 ということになる。新井白石が『折たく柴の記』で

「寛文三年癸卯より宝永四年丁亥に至て、凡
 ヲ四十四年之間、壹億壹万壹千四百四拾九万
 八千七百斤余⁷⁾」
 と使っているのは銅の単位であって1斤=160
 匁が当てはまる。古くは、物品によって1斤の
 重さが異っていたのである。

以上、少し貨幣に使われる単位の例をあげて
 みたが、実際の貨幣取引で記録されている史料、
 その他諸論著・文芸作品の近世のものをひもと
 くなれば、驚くほど多くの単位名称が使用され
 ている。そのことは、中国の幣制や単位の複雑
 さの影響にもよるが、わが国近世の商品貨幣経
 済の発展が著しかったことを示しているのであ
 る。殊に元禄文化と通称される時代ひとつをと
 ってみても、その豪華さや多彩さは、流通経済の
 水準を示唆して余りあろう。このような社会状
 況の中にあつて、元禄から宝永にかけて荻原重
 秀を中心とした貨幣悪鑄の開始は、貨幣流通の
 混乱を含みながら、複雑さに拍車をかけたこと

7) 新井白石著『折たく柴の記』（日本古典文学 大系 95）p. 391. ここに見える「壹億壹万」とは「拾壹億」である。

白石の、この指摘は、長崎における鎖国下の貿易、殊に金銀銅についての注意喚起である。その銅が、斤という単位を使い、上述のように160匁であることは青銅とも呼称される銅貨に匁が親しい関係にあったことは事実であろう。勿論、匁は文・銭に通じる単位であることはいふまでもない。この長崎が、九州に位置していたことは、東国と異なる条件のひとつであることも合わせて指摘しておかねばならない。

は事実であつた。このような幕府の悪鑄政策は、財政的な意味が勿論あつたにしても、近世統一貨幣が整備された近世初期から「江戸を中心とする関東地方では、金目（金建、金遣い）が支配していたのに対して、上方を中心とした関西地方では、銀目（銀建・銀遣い）の慣行が見られた⁸⁾。」のである。つまり金銀両貨の使用され方が、東と西で異なるというのである。これを利用して、江戸側が上方より「下り荷」が多いのを抑えるため、銀貨の価値低下をその政策目標の中に加えていたであろうことは、つとに指摘されている。

即ち、元禄13年には

金1両=銀60目=銭4貫文

と、銀貨を10匁、慶長14年の定めより公定相場を引き下げたのである。だがこれも上来しはしば述べてきたように、幕府のいちおうの規準であつて、日々時々交換相場は変動した。これについて、作道氏は「このような価格体系の錯雑化、価値尺度の非単一性の現象は、やはり江戸時代における商品生産および商品流通の発展度に照応するものであつた。価値尺度の非単一性という現象は、貨幣の地域的特性ということによつても示されている。⁹⁾」と指摘、当時の生産力の状況をふまえて述べておられる。この指摘と関連して考えておかねばならぬことは、同氏がその地域性を、非領国型・領国型・特殊領国型と類型化されて、それぞれの型における貨幣——同氏は藩札に重点をおかれるが——の流通構造の相違として把握されるのは、この類型の立て方が正当であるか否かは別として、九州を中心とする西南大名領国地帯を考える上で、

8) 作道洋太郎著『日本貨幣史概論』（『大日本貨幣史』別巻）p. 250.

9) 同著 p. 250.

貴重な示唆をうけるのである。節を改めて、簡単に触れておこう。

2. 西南地域における領国経済

徳川氏の領国貨幣が、その鑄造の経験をふまえながら、新たに技術を導入しつつ、天下の統一貨幣へ踏み切って成長していったことは、さきに述べた通りである。ただ幕藩制が形成される過程で、徳川氏以外で、領国貨幣を独特な形で鑄造していた、例えば甲斐国を中心とした地方や、加賀・秋田・南部・宮城・石見・豊前等々、その他多くの領国貨幣を、統一貨幣が直ちに駆逐するほどの強力さは持たなかったのである¹⁰⁾。榎本宗次氏が『近世領国貨幣研究序説』で、領国貨幣の実態を指摘されていることは、幕藩制の性格を考える上で必要なことである。このことを先きに述べた地域性との関わりで考察を深めることが重要であろう。つまり、天下統一といい、集権的という表現がなされるけれども、同時に近世大名領国体制——その強弱や譜代・外様や地域性によって類型把握と発展段階把握が必要であろう——の経済圏が、ひとつの構造的単位を形成し、維持されていることが、貨幣流通にも微妙に反映しているのである。このことを抜きにして、全国の商品貨幣経済の発展を云々することはできないであろう。そこで、後述の福岡藩を述べるに先き立って少

し例をあげておこう。

「正徳二年

銭遣通用差支候儀付御町中別当手前ハ吟味仕候処、御隣国之銭相場御当地も当分ハ持合居候へ共、御当地ハ四十六文遣ニ而差支難儀仕候間、四十式文遣ニ被仰付被下候様ニと惣月行司書付頃日被差出候（中略）（併し願難叶、今迄之通ニて、願書返遣候）

一、毎御隣国銭御当地ハ高直ニ有之節ハ御当地も其並を受、通用仕度由急度御吟味ニて其趣可被相達候、已上

奉行所

十月廿一日

御町奉行衆中¹¹⁾

」

とみえる。この史料は肥後熊本藩の永青文庫の中から、森田誠一氏が紹介されたものである。この隣国が何藩であるのかは明らかではないが、境を接する藩との比較において、銀1匁＝銭46文遣いを、銭42文遣いとして銭の価値を上げて欲しい旨を申し出て却下されている。領国経済がひとつの単位ではありながらも、いな、ひとつの経済圏である故にこそ貨幣という領国を越えて運動する機能をもつものがもたらす影響は無視できなかったにちがいない。ここに領国でありながら単独では経済は成り立たず、それかといって各領国はそれぞれ特質をもったものであることの二面をうかがえるのである。これが近世の幕藩制であるが、それを積極的に利用しようとする考えも現われてくる。例えば柳河藩の三善庸礼は

「御近国金銀銭ノ相場御国ヨリ高直ナル時ハ不釣合ニテモ不苦、此方ノ百目ノ金ヲ以テ他

10) 伊東多三郎「近世初期の貨幣問題管見」（『国民生活史研究』第二巻）・小葉田淳著『日本の貨幣』・田谷博吉著『近世銀座の研究』・渡辺信夫著『幕藩制確立期の商品流通』・同「元禄の貨幣改鑄と領国貨幣の消滅」（豊田武教授還暦記念会編『日本近代史の地方的展開』所収）・榎本宗次著『近世領国貨幣研究序説』・藩政史研究会編『藩制成立史の総合的研究 米沢藩』・伊東多三郎「細川小倉藩の鋳山と貨幣」（『日本歴史』247号）・同「長州藩成立期の鋳山と貨幣」（森克己博士還暦記念論文集『対外関係と社会経済』所収）・石川県図書館協会日置謙校訂『加藩貨幣録』・佐藤清一郎著『秋田貨幣史』・水原庄太郎著『南部貨幣史』。

11) 森田誠一「「銭遣い・目銭」について」（『日本歴史』423号）p. 48、岩橋勝氏および拙論に対して史料を掲示して下さったものより引用。『御奉行所日記抄出』自元禄四年至正徳二年、永青文庫（文書番8・5・22の12）。

へ遣シ錢ニ兩替ヲ致セバ百二十目トモナル、然レハ二十目ノ分ガ国益トナルナリ、又御隣国金銀ノ相場御国ヨリ下直ノ節ハ正錢相場ヲ聞合セ釣合セ置ヘシ、譬ハ金一兩ヲ銀六十四文目ニ極テ六四ニ直セハ百拾五文目也、大坂ノ相場モ大概是ニ釣合フヘシ、尤他邦金銀下直ナラバ御國ノ産物ヲ以テ金銀ト交易シテ、金銀ヲ取集メラルノ工夫專一ナリ、又御國ノ金銀他邦ヨリ高キ時ハ他邦ヨリ兩替ノ防ヲ全フスベシ、此防ハ前ニ出ス兩替ノ制度ニアル事ナレバ制度ヲ能ク守テハ心遣ノ事ハ不可有ナリ、一得アレバー失アリ、兎角釣合ヲ考ルノ工夫肝要ナルベシ¹²⁾」

と述べている。この『御国家損益本論』の主張は金銀錢三貨の価値変動を他藩と比較し、その相場の差益を目指せばよいというのである。現在の円と外貨との相場によって売買される貨幣の観がある。

さて、このような領国経済の中であって、三貨の変動を繰り返し述べてきたが、元禄・宝永の悪鑄、正徳、享保の良鑄の努力とその限界の露呈という、正に慶長以来の幣制の混乱が、皮肉にも領国貨幣の存在を許さなくなるほどの影響を与えて、統一貨幣の一般化が促進されたことは、諸先学が指摘されるところである。

ただこれを少し敷衍すれば、元禄・享保期の、この貨幣流通の混乱は、決して偶然のものではなかった。地主制が全国的な展開をみせて、藩財政の窮乏はますます進み、その原因であり結果たる藩際経済が急速に伸長せずにはいられなかった時代を示している。この幣制の一面期をなした元禄・享保期に、どのような経済的变化がみられたのであろうか。それを貨幣についていえば、これまで残存していた領国貨幣

が次第に姿を消してゆく一方、領国内に強制通用させられた藩札が再び許されたのに対し、この西南地域には「匁錢」と呼ぶうる緡錢形態が相当に広範に使用され始めるのである。そのことについて節を改めて考察を加えてみよう。

3. 「匁錢」とその成立過程

匁錢については、西南地域を中心に、西国の数地域に展開していることは、以前拙稿で述べ、その後、岩橋勝氏が精力的に御支持下さり、さらに広い視野で氏独自の理論を展開され、最近では山口和雄氏が藩札で、森田氏が前述のように肥後熊本藩の史料を挙げて御理解を示して下さい¹³⁾。

そこで、一般の錢貨は幕府が定めるところによって「文」が基本単位名称であるのに、何故に錢貨でありながら「匁」を基本単位名称とする貨幣取引が、この地方では日常茶飯事として史料に現われるのであろうか。それは何時頃からか、その成立の理由は何であらうか、という疑問が次第に深くなってくる。そこで福岡藩の史料にそれを追うことによって少しでもその実態を明らかにしたいと思う。まず一例をあげよう。

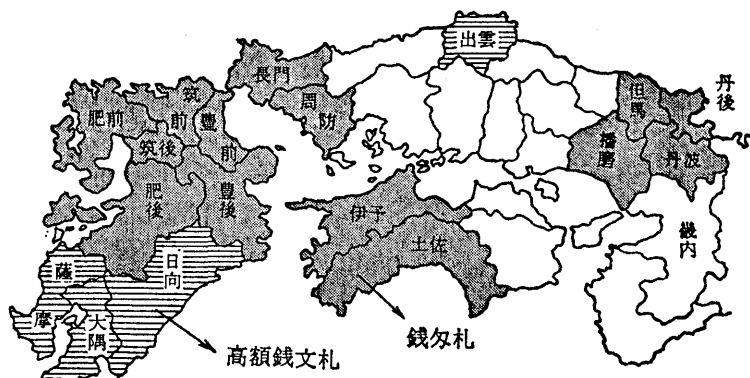
「借用証契之事

⑩
一 六拾文錢六百目ハ⑩

右之錢致借用錢ニ受取申処相違無之ハ、返弁之儀ハ月式歩利相加、来秋元利無滞差引

13) 拙稿「近世西南地域における銀錢勘定」(『福岡大学商学論叢』第17巻第1号、昭和47年7月)・「近世貨幣流通の実態と計算例——地域史研究のために——」(『福岡県地域史研究』第2号、昭和58年5月31日)、岩橋勝「近世後期西南地域における貨幣流通」(『西南地域史研究』第二輯、昭和53年)・「徳川後期の『錢遣い』について」(『三田学会雑誌』73巻3号、昭和55年)・「伊予における錢匁遣い」(地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』昭和58年10月、所収)、山口和雄「藩札史の地域別考察」(『社会経済史学』第49巻第2号、1983年)、森田 前掲稿。

12) 三善庸礼著『御国家損益本論』(宮本又次編著・原田敏久校訂、清文堂史料叢第7刊版) p. 175.



西日本の銭札発行分布

岩橋 勝「伊予における銭欠遣い」(地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』所収)より。

可致_レ、為引当拙者知行所名残村ニ而来_レ外
秋、米貳拾七俵三斗壹升・大豆五俵壹斗七
升相渡可_レ申_レ、依之村庄屋請合ニ相渡置_レ
上ハ毛頭相違無之_レ、右俵数此方_ニ届不
及、直津出請取可_レ被_レ申_レ、米大豆直段之儀
ハ神湊・勝浦、時之相場を以指引可有之
_レ、自然不足も有之_レハ、現銭ヲ以相渡可
申_レ、為後日仍而借用証文如件

田尻彦右衛門^⑨

文化三年^⑩

寅ノ六月

嶋屋

庄 七殿¹⁴⁾」

これは時代は少し下るが、福岡藩宗像郡津屋崎
村の嶋屋庄七から、「六拾文銭六百目」を、地
方知行地をもつ名残村からの上納米・大豆を
引当てに借用した証文である。この史料は、
種々面白いことを含んでいる。それは銭が「目
(匁)」単位を以て表現された、いわゆる六十文
銭であるということであって、これを普通の銭
貨に直せば、

$$\text{銭 } 60 \text{ 文} \times 600 = 3600 \text{ 文}$$

ということになる。とに角ここでは銭60文が

1匁であり、それは緡で1本か、あるいは60
文の2倍、つまり120文を1緡=2匁としてい
るかは明らかではないが

銭60文=六十文銭1匁

という通用が行なわれている。

この借用の引当として米と大豆がなされている
が、それも「田尻」家へ知行地から持参する
ことなく、直津出で請取られたいと注釈もつ
けている。その上さらに、返済の節、米・大豆
^{とうのみなと}の神湊・勝浦における相場が現在と変わり、差
損を生じた場合は「現銭ヲ以」支払うことまで
約している。

以上から、借用は正に銭貨で行なわれ、その
計算が六十文銭でなされていること、米や大豆
の相場が銭で立てられていることなどが明らか
となった。地方知行も存在し、その名残村庄屋
の請合などの手続きがなされていることも読み
とれる。

さてこのような、銭貨の何枚かを緡(指)し
て1匁とするのは西南地域では多くの藩にみる
ことができる。岩橋氏が作成した銭札の地図を
借用すれば上掲の如くである。

この図によると播磨・但馬・丹後・丹波から
長門・周防に飛び、四国は伊予と土佐、そして

14) 福岡県宗像郡津屋崎、永島文書 No. 4 (松崎
文庫所蔵)。

九州は南の薩隅日三国を除く各地に見られる匁銭地帯である。私は調査が進めば、まだ発見できるのではないかと、特に九州との商品取引が多くなされた瀬戸内に見出せるのではないかと考えている。その一例として、阿部謙二氏が、その著『日本貨幣経済史の研究』の82頁に掲げられる写真は、日本銀行収蔵のものであり、明らかに「銭壹匁」とあり、同氏の注によれば「本札は備中国笠岡（今日の岡山県笠岡市）において安政元年（一八五四）甲寅九月発札された私札である。札元は鞆屋佐兵衛で、札価は銭一匁とし札名は「諸賃銭日用手形」としてある。札裏の左右に十二個の印形が押されているのは、いずれも十二軒の両替屋が本札と正銭の引換えを承認した認印である。」と詳しく説明されている。ただ私は匁銭という場合、あくまでも銭貨の実体を基本におき、それに準じて札が発行されると考えている。それは後に触れるとして、この阿部氏の掲げる私札は「備中国笠岡・一匁預り銭札（私札）¹⁵⁾」と名付けている。

ただ普通の匁銭又は匁銭札は、例えば六〇銭・八〇銭・七二銭など、その銭1匁が銭貨で何文と明記されるか、あるいは「通用六十文」などと、その銭価値の文数を明確にするのが基本である。それは後述するように、匁銭は各藩によって異なるのであって、一応領内流通を原則とする。そのため銀1匁の銭相場と匁銭が乖離しても、匁銭は不変である。それ故にこそ、三貨が変動目ま苦しいのに対して、匁銭は領国の価値尺度として存在し続けるのである。このようにみれば、この備中国笠岡の匁銭札は、少し性格が異なるのであろうか。ただ上述のように「諸

賃銭日用」とあるのは、福岡藩東部では、六十文銭一匁が日雇賃銭と大体決められていたようだ¹⁶⁾から笠岡の匁銭札も、役銭として決められたものであったのかもしれない。

このような匁銭について、福岡藩の支藩秋月について述べた『秋月史考』の中に次の文がみえる。匁銭を考える参考のために、まずこれを掲げよう。

「昔より銭一文はいくら成しやしれず、享保五年子七月廿五日より銭一匁貳拾文遣と成、同九月に貳拾貳文と成、十一月八日より壹匁貳拾四文と成、又十二月廿四日 貳札貳文と成、^(B)享保十年己五月十七日壹匁七十貳文と成と上野道庵日記にあり、延享元年の頃より五十文銭也、其後明和安永の頃は九十文銭也、安永天明の頃より六十文と成、是今の通用也、一匁銭如何成訳にて斯狂ひたるやと考えるに、享保五年公儀より銀出る、右に付、元禄銀、宝永銀、中銀、三宝銀、四宝銀御停止、新銀と引替に成、其節引替おくれし分、追々歩行に成、銀一匁に銭二十文迄下落すと云事有、其頃は新銀稀にして古銀計の通用と見たり、其銀に連て銭の高貳拾文、貳拾四文杯極りたるなるべし、其後享保十年の頃は古銀少く成、新銀計と成、七拾貳文又五拾文共成たる成るべし、天明頃より寛政の始迄は八十文銭・六十文銭並両用通用す、其後何年よりは八十文の碓無成、六十文と成今仕居に成たり、今豊前・豊後に拾九文銭・貳拾四文或七拾文銭杯あり、是昔は銀の相場より起りたるか今になりたるなるべし¹⁷⁾。」

これは「秋月望春隨筆」から引用しながら述べたものであるが、年代など若干不明確であるに

15) 備中国笠岡は天領倉敷の飛地、代官支配地である。その意味もあって私札であろうが、瀬戸内の天領に「匁銭」札が存在したことは重要である。九州は天領の日田・天草・長崎に十九文銭がある。

16) 能美安男氏の御教示による。

17) 田代政栄編『秋月史考』p. 228～229.

しても、その示唆する諸点は採り上げてよい。
結論は、匁銭が銀1匁に対する相場の変動に基づくものだ、というのである。それが、元禄・宝永の悪鋳銀によって混乱した影響を享保五年頃まで残したというのは、後掲の史料でも裏付けられるだろう。そして同十年になれば良銀、つまり享保銀が出廻り始めて、銀価値が高くなったと指摘しているのである。この銀1匁に対する銭相場で決定していったという条件は確かに正当であるが、そのみではない。それは十九文銭から八十文銭などまで各種ある、各藩の匁銭が、もうひとつ落着決定されるのは九六銭の約数、つまり六か八の倍数型の匁銭が多いということである。九六銭とは、周知のように、96文を以て100文として通用する緡銭である。緡1本を100文として受取るが、実は96文が指してあるにすぎないものである。それ故、緡を解いてしまうと100文の価値を失い、1枚1枚に分けると96文にしかならないことになる。これを当百とか省百とか九六銭とか称する。

それと同様に、二十文銭とか六十文銭とかは20文や60文が何らかの緡であったと思われる。阿部氏は「この方式は九州においての一つの勘定方式を形成していたようである。これはもともと九州での計算方式であったのであろうが土佐国の（中略）私札にも何銭何匁と表現されたものがあった。」¹⁸⁾とされている。そして豊後国岡藩の「当時切手」の例をあげられて「七銭五十目」というのは「すなわち、七銭は銭七十目（文）を意味し、七十目（文）×五十目（文）となるから三千五百目（文）となり、この札は銭三貫五百文の札額と考えてよい。」¹⁹⁾とされている。

確かに計算方式・勘定方式として計算は述べられる通りだが（それも七銭は、この時代になると七十目（文）ではなく七十文であり、 $70\text{文} \times 50 = 3\text{貫}500\text{文}$ とするのが正しい）単なる勘定方式ではなく、匁銭1匁を基本とする実在の貨幣であることは重要である。氏は札として捉えられたところで述べておられるので、このようになったのであろうが、発札されるには、前提として銭貨の実態の流通が、かつて存在したことの歴史的意味は重要だと考える。

さてそれでは、他の史料で匁銭の成立過程を辿ってみよう。先掲の永青文庫によると、その前後に銭価値が急落してゆく姿がみえる。

宝永4年12月1日 銀1匁に対し銭80文
遣いは不自由だから
70文遣いを願い出る

正徳元(享)年9月 60文となる それ
故九六銭1貫文=銀
16匁

同 2年辰2月 52文

同 年10月21日 46文遣いは難儀故42
文遣いを願い出て却
下

同 年 大坂では45文7合²⁰⁾

とみえる。史料を上のように年表化すると、元禄・宝永の悪鋳による急落してゆく銀貨の姿をみることができる。それを福岡藩の「長野日記下」にみると次の如くである。

「一 三月廿一日 〆銭貳拾八文=成²¹⁾」

とあり、さらに

「一 七月廿九日 銭遣貳拾六文=成²²⁾」

と見え

20) 森田 前掲稿 p. 48.

21) 「長野日記」下（秀村選三編『近世福岡博多史料』第1集）p. 210.

22) 23) 同日記 p. 212.

18) 阿部謙二著『日本通貨経済史の研究』p. 228.

19) 同著 p. 229.

「一 十月六日 銀壹匁貳拾四文遣ニ成

一 九月下旬 銀十月半遣、米壹俵四宝銀五
拾七匁余ニ成²⁹⁾」

と、同じ年で3月から10月までに銀28文が24文にまで変化しているのである。そこでこの銀高であるが、上述の『秋月史考』にみえる享保5年の銀遣いの20文から22文、24文と変化すると、本支藩の違いはあるが、同じような変化を示している。それに何れも「一匁銀」「銀遣一匁」何文という文言を見る。これは明らかに銀1匁の銀の相場である。銀1匁24文遣いというのは、あえていえば「銀1匁は、銀24文遣いである」といい換えられる。そしてこのような銀価値の下落、逆にいえば銀価値の高騰は、銀の信頼を高めたにちがいない。米1俵が四宝銀57匁余というほどまで銀貨は下落した。当藩は米3俵が1石であるから

四宝銀57匁×3=171匁

と計算すれば、米1石=四宝銀171匁余ということになる。

このように「銀遣」何文という表現が、この場合、銀1匁の価値が変動してやまない時、銀貨でそれを表現する過程に、一般庶民の生活が営まれた時、それは銀1匁でもよいし例えば二十文銀1匁でもよいことになる。銀20文の価値をもつ銀1匁が正体なのであるが、それを銀貨20枚でひとまとめとした価値表現としたならば、ここで逆に銀1匁と短絡させることによって、銀と銀の相場、現実に流通する実態表現として受け入れられるであろう。

では、福岡城下に隣接する博多にその過程を辿ってみよう。周知のように、博多は中世以来、特異な発展をとげ、その商人たちはその活躍を、堺の商人たちと肩を並べていた。その商業・港町が博多であった。それが近世に入

り、特に黒田氏が筑前に入部して福岡に築城することによって福岡が52万石の城下町として町割りされたので、隣接都市として、町人の商工業の町として位置付けられた。その意味では、福岡と博多は性格が異なり、身分社会の中にあって先に誕生した博多は、城下町として後から生まれた福岡とは、正に義兄弟の関係といつて良からうと思う。そして城下町福岡と、対立し、連繋しながら、近世城下町の一翼を担わされてきたのが博多であろう。両市中という言葉が、史料に日常的に出てくるのは、以上のような表裏関係を示しているのである。

そのような博多が、商業に敏感であったのは当然であった。そこでの代表的史料のひとつ『筑陽博多津要録』に銀貨の姿を辿ってみよう。ここでいう銀貨の初出の年はいつであったか、そしてその過程はどうであったか、ということがここでは、その眼目である。

福岡藩では、元禄16年に銀札を発行した。

「御仕組銀札通用初之事

元禄十六癸未歳十一月

今度銀札遣被仰付万定

一 両御町中、十一月十日 銀御札遣被仰付
ハ、同月廿九日迄ハ、御札ならひハ金銀
銀共ニ取遣勝手次第可仕ハ、十一月朔日
より金銀銀取遣堅ク御停止ハ間、御札斗
取遣可仕ハ事

一 壹分九厘迄ハ銀遣不苦、貳分以上札遣仕
可申ハ事

(中略)

一 諸上納金銀并米之売買、金銀借取一切、
札を用可申ハ事

(中略)

一 札、貳分ハ三分・五分・壹匁・貳匁・五
匁迄六通有之ハ、御仕組初故、諸上納不

差遣へため、五拾目より百目・貳百目迄
三通上納替札遣申付、此替札小札ニ仕替
度者有之由、札所持参引替へ可申事²⁴⁾

(下 略) 」

この史料から、藩は両市中に「札遣」を実施していることが分るが、最小額が貳分札であるので、それ以下は錢貨でもよい、としている。とすれば、金銀は原則として札に替わるが、錢は現実に流通せざるをえなかったのであるし、一般庶民の手元にも残されたのである。札への不安と信頼性の薄さは、硬貨の実現性を増したに違いない。そしてこの元禄16年が、3年前の錢貨悪鑄の寛永通宝いわゆる荻原錢の時代に入っていたのである。上述の支藩秋月も翌17年10月に銀札遣いを行ない、本藩の福岡・博多ならびに在々までも秋月札の通用を認めた²⁵⁾。福岡藩では、両藩の札が混流した。それに追い打ちをかけるように、幕府は宝永に入ってから銀貨の悪鑄を繰り返した。博多では「御仕組銀札通用指支付ニ付年行司中より書付指出す²⁶⁾」ほどの状況となってきたのが宝永3年8月であった。翌4年、幕府は藩札の通用を禁じた。だが悪鑄は宝永から正徳の初年まで続けられ、ようやく同4年にいたり、荻原重秀の処罰、新井白石の建議を入れての、慶長金への復歸、銀貨の良鑄、江戸浅草に鑄錢座が設けられて、雪だるま式に価値低落をはかった幕府の政策に歯止めがかけられた。享保に入り、8代將軍吉宗は幣制の復古政策を続けたが、上掲の史料にみるように、当藩に良鑄銀が一般化してその価値が回復するのに享保10年頃まで、時間を必要とした。このよ

うな幣制の目まぐるしい展開は、貨幣に関してのいろいろな対応を人に迫ったであろうし、さらに貨幣の機能の本質を学ばせたに違いない。

正徳の良貨は、享保銀とも称されて、その価値の高さを示したが、逆に良貨を大量に鑄造する地金銀の不足を示し始め、悪鑄の時は出目の財政的収入が生じたが、良鑄にはそれが許されないで、幕府財政は苦しいものになった。つまり享保の改革が、慶長・元和への復歸を目指して果せなかったのと同様、幣制もそれを不可能としている現実を認識させられた。享保銀より少し価値を落した元字金銀の鑄造に踏みきったのが元文元年5月であった。

さて、このような激変の事態を経験した博多について、史料を辿ってみよう。前にみた史料は「錢遣」何文という言葉の使い方が曖昧であったが、次の史料をみてみよう。

「 通用錢遣イ兩替所相極メ申支

元文五庚申歲四月七日

- 一 錢遣イ文銀四拾四文充と之願、いわし町問屋中より指出置付、然ル処惣而兩替へ所御極メ被成付間、此以後錢遣イ高下願ハ兩かへ所指出付様可仕旨、年行司へ申付様ニ被仰付付、尤此以後外之願ハ御取上ケ無之旨ニ付、其段年行司に被仰付、問屋中之願書下り申付²⁷⁾ 」

これによれば、明らかに錢遣いは文銀1匁につき錢44文充ということになる。これから、前掲の秋月史料や長野日記は銀と錢との相場が基本となっていることが分る。そして各種の緡があったことを次に見よう。

「 錢遣時々之通用錢貫キ通用可仕付事

寛保元辛酉歲五月

一筆申触付、然モ錢遣之儀今以四拾四文錢・

24) 秀村・藤本外校註『博多津要録』第1巻, p. 252~253.

25) 遠藤正男「福岡領内秋月札流入に就いて」(同著『九州經濟史研究』所収) p. 315 以下。前掲『博多津要録』p. 256~257.

26) 同『津要録』p. 273.

27) 同『津要録』第2巻 p. 82.

(銭脱)
六拾文・六拾三文銭をとなへ、貫ヲも右同前
ニ様々之貫相用通用いたし通相聞ひ、当春
も相触ひ通、時々銭目之貫通用可仕ひ、猥り
之貫通用曾而仕間敷ひ支
右之通堅相守ひ様ニ津中入念可相触ひ、若相
背ひ者於有之ひて、稠敷科メ可申付ひ、以上

西ノ五月

甚太夫

清 作

樋口藤五郎殿

柴藤小兵衛殿²⁸⁾

」

これは銭を「貫キ」にして、44文・60文・63文としていることを明確に物語っている。つまり各種の銀貨が出廻り、時の相場が変動する時、銀1匁に対して「貫キ」つまり、古く中国や日本で銭を貫くのに使用した銭繙によって、銭を指し連らねて、1本に44文や60文があったというのである。これは、この触出より前「当春」すでに「相触」れられているようだが、「猥り之貫」きは許されていない。おそらく両替所より時の相場が願い出られ、それが許されて初めて可能であることは、前掲元文5年4月7日の史料からも明らかである。つまり銭繙が銀1匁とされるのであって、それを藩が認める場合、その1本の繙は何れかの銀1匁の価値を持っていること、あるいは価値を表現していることなのである。それを、表現している銭貨の方からみれば、1匁何文というのが、例えば60文繙ならば六十文銭として、その価値が1匁だから「六十文銭1匁」と表現することによって、一度にその形態・銭貨数を示すことになる。銭貨流通の頻繁さから生じてくるとすれば、それは商品流通の発展度を示すものである。この同じ年の十月、初めて匁銭が、この史料に登場する。

「両市中是迄之諸切銭之仕組被相止ひ而新仕組定目出ル事」

として、寛保元辛酉歳十月に

「 切銭定目
銀高三ケ式

一 銭百八拾六匁六分ハ

右ハ東御会所料理人給銀²⁹⁾

(下 略)

」

と、ただ銭186匁6分と表現しているところを見ると、前掲史料に44文・60文・63文とある通用銭繙の中から、この時の最も標準的で強い流通を示していた60文が選ばれたと考えられる。藩が決定し初めの頃ということもあって、ここでは何文銭の表現が使われなかったが、当然六十文銭だ、ということであろう。この史料は確かに年行司が編んだ町会所的な性格のものであるが、この当然六十文銭という規定が藩でなされても、その決定自体が一般の流通を確認した上でのことであった。

そこで次に、町方の商家の史料に匁銭を辿ってみよう。ここに挙げるのは、福岡城下町で醤油業を主な営業とする松村家文書である。その表紙には「享保十八歳 丑正月 吉祥日 算用帳³⁰⁾」とある。そしてこの「丑正月吉日算用」から始まっている。その内容を摘記すると

「古銀

一 銀百拾四匁 戌ノ年質

」

というような書き込みである。そして種々の計上があって、その年の匁がなされている。その数字は暫く措くとして匁銭をこの史料で追えば、次の如くである。

享保19年正月 銀で計上のみ

同 20年正月

〃

〃

同 21年正月

〃

〃

28) 同『津要録』p. 140.

29) 同『津要録』p. 159~160.

30) 松村家文書 No. 18.

辰5月^ふ元文
ニ成
元文2年巳正月5日 八十文銭
同3年午正月5日 七十八文銭
同4年未正月5日 六拾文銭
同5年申正月5日 “ ”
同6年酉正月吉日
寛保元年ニ酉3月3日^(改元)
六十文銭
同2年^(戌)戌正月5日 “ ”
同3年亥正月5日 “ ”
同4年子正月吉日 “ ”
延享2年丑正月吉日 “ ”
同3年寅正月吉日 “ ”

とみえる。しかし計上の仕方は「一 銀何匁何分」である。つまり「銀」が匁銭の内容を持ち始めた初期は、商人の手元では銀で計上されたものであった。そして上記の史料によると元文2年の80文銭、元文3年の78文銭で、同4年以降60文銭で固定されている。1緡20文銭から80文銭まで、極めて多様な姿を、銀と銭の相場変動によって見せられるが、福岡藩は最終的に六十文銭、一部は藩の東部で八十文銭も使用された。

以上、松村家文書にみる如く、六十文銭であり得ながら銀と表現しているのは重要である。つまり銀1匁の価値を表現していたからである。しかし、このような匁銭が、六十文銭ないし八十文銭に固定されてくる時、銀価値の変動によって匁銭価値との間に乖離が生じ始める。それは、前掲借用証文の如く、取引の実際では、その乖離した分を補うことにしている。この匁銭の固定化は、その藩内における価値尺度としての機能を発揮する。

秋月藩では

「安永八亥八月朔日^ふ一切六拾文銭取遣ニ被仰付³¹⁾」

と違して、固定化した。本藩も同様と推定して誤りはあるまい（年代は異なるであろうが）。

このような匁銭の性格は、その成立過程から明らかなように、領国計算貨幣として捉えられるのではないかと考える。

む す び

以上、福岡藩およびその支藩の秋月藩、さらに町方の史料を追いながら、匁銭の成立過程を辿ってきた。それによると、享保期に正徳銀（享保銀ともいう）がようやく安定をもたらす過程に、種々の「貫」^{ぬき}銭がみられたことである。これは元禄・宝永の貨幣悪鑄による貨幣価値——特に銀銭貨価値の——急落と、悪鑄によって生じた銀貨の多種類の混乱が惹起した、銭貨価値の変動と交換相場の上下に即応した現実的流通対応であった。即ち銀貨1匁が銭貨20文のときには二十文1緡が使われ、銀貨1匁が銭貨48文のときは四十八文1緡が作られたのであろう。だが享保銀が元字銀にとって代わられるや、銀貨価値は少し落されたが、安定化へ向かっていった。

31) 「凡例記録」（甘木市教育委員会『秋月藩政関係史料調査報告（地方文書）』甘木市文化財調査報告第6集）p. 61. だが「秋城御年譜」三（甘木市史編纂委員会編『甘木市史資料』近世編第1集所収）p. 113によれば

「（安永）八年戊午
一 七月四日御領分中五拾文銭遣被相止、一統六拾文銭被仰出 御者頭記録
但向後五拾文銭・八拾文銭名目諸講共ニ被相止」

とある。傍注「八年戊午」は何れが正しいか明らかではない。つまり安永八年は亥年であるからである。しかし本文前掲史料とこの史料によっても一年の差はあるが安永7年に六拾文銭に統一するように藩が命じ、8年8月1日に最終的な触れがなされたとも考えられる。

この混乱の過程で、貨幣価値の急変動による諸藩の領国貨幣は次第に姿を消していった。そのような転換期にあたって、西南地域の多くの藩では、銀建てでありながら庶民は錢遣いが主たる流通手段であった。そのことが銀貨価値の混乱を代替して、銀貨が、錢の枚数を表示して錢何匁という、いわゆる匁錢として現われたと考えられる。この本体は、緞錢だと思うが、上述のように福岡藩では六十文錢と八十文錢、支藩秋月では六十文錢に統一されたが、それは6と8という九六錢の約数を使ったものが、流通上で一般の生活実体に即したからであろうと思われる。それ故に、それらが続けて幕末まで使用されることになるが、ただ、この匁錢の強味は、六十文錢であろうと八十文錢であろうと、錢1匁が正味60枚や80枚が基本として実在枚数として流通することである。というのは、96枚を百文として通用させる当百・省百・省錢などという、流通高と内実枚数が異なるものとは違って、呼称と錢貨数が一致していることは、その領国内で価値尺度機能を実質的に果たしたと考えられる。例えば六十文錢2匁を1緞とするならば、領国内では120文として通用するが、8緞即ち六十文錢16匁で960文となり、領内は勿論特に領外取引では錢1貫文として通用する。ばらせん散錢ならば移入でもよいが、九六錢の時は領国出入で差益・差損が生じる。つまりこれらを総体的にみれば錢遣いと称しても良いであろう。

さらに、この匁錢は各藩によって異なるので私は領国計算貨幣と称して良いと考える。鑄造領国貨幣が消滅してゆく時期に、錢による領国内通用の計算貨幣が出現してきたからである。これを錢遣いと考えたいし、この実体があってこそ、一応領内に限定された流通の藩札が歴史的意味をもって登場してくるのである。その意味

で、近世初頭の羽書や藩札と享保15年に幕府が通用禁止を解いて、発行が制度化されて出されてくる藩札とは区別して把握したいと思っている。

さらに、このような銀貨・錢貨の流通混乱を経て、その上に立って藩が強制的に通用させてゆく藩札と、商業流通上において商人間で使用される手形や切手とは区別しておく必要がある。藩札は藩の強制がありながら、増発によって価値下落したり、有力商人によって信用の裏付けをしなければならなかったこと自体、手形や切手の性格と異っていることを示しているからである。

この点については他日、詳論する予定であるが、札に錢札が生れるところまで、錢貨の流通が昂まっているのであって、匁錢が出現するほど、錢貨が単なる補助貨幣の性格のものとは割り切れない存在だと考えられる。例えば

「京・大坂より西国へ銀錢を第一ニ通用可致様心得させと、諸司代・御城代江御内意有之、九州筋ハ錢多く有と見へて、伊勢參宮并畿内遊行之旅客等、路用遣ひ多くハ錢也。錢を式(或)文目つなきにして、式者五拾目・百目などゝ畚へ入て船ニ積、馬ニ付て登せり。大坂ニ而壹匁ニ錢七拾文之相庭なれハ、錢百四拾文を式匁と定め、是を錢ざし壹筋ニつなきて入る也。しかも律義にして煙管の雁首・鉄錢、其外紛ハしき物は是を悪錢とて省きて通用する也。³²⁾」

という史料をみると、上方での匁錢の受取り方、九州の匁錢の使い方が、良く分るであろう。九州での銀1匁の相場と異なっても、大坂に着けば、相場に応じて緞を作り変え、その1緞を2匁単位としているのである。だが錢で上方まで上ってくるのであるから相当の重量であ

った。そのため^よ畚に入れて船に積んだり、馬背で運んだと述べている。ただ九州筋は「錢多く有と見へて」としているが、九州の各地には、錢不足を歎く史料は多い。それはひとつは藩札によって、銀貨は領主層に吸収されていたのであろうし、領内では錢貨が不足すれば、殊に在方では米が物品貨幣として錢貨の代替を行っていたと思われる。それにしても上方に行く時は、米ではなく錢貨を無理して持参したのであろう。この伊勢参宮などは匁錢として、臨機応変に相場に対応せしめているのは興味深いが、それについて能美氏は次のように述べている。「坂之下、京都に「正錢ニ替る」の文言がある。これよりすると「壹本」は正錢ではないことになる。メモの範囲では厚狭市より使用し始めているので出発時より持参したものであろうが、全国共通の紙幣のない時代のことであり、「為替」の類としても何を用いたのであろうか。日田の差紙あたりが考えられるが、そのようなことが参宮に於いて可能であったか否か明らかにすることができない。「壹本」が仮に二朱とすると、五〇本で六両一分に当り、前に示した「金子六両壹歩 代四十二匁五百文」と偶

然か否か一致する。³³⁾」と。伊勢参宮を北部九州から出立して行なうには、弘化4年で「五十」本が持参されていることから、これが錢とすれば、その持ち運びを如何にしたか明らかでないため、疑問を提起されている。確かに船商人などは錢で良いだろうが、陸路を徒歩では如何にしたか明らかでない。それに加えて「1本」という単位が使われている。近世の貨幣流通の実態を明らかにするためには、まだ多種の単位を解明してゆく必要がある。

以上 匁錢の成立を福岡・秋月両藩を中心に求めた。それは中央市場たる大坂との取引にも使用されている。単なる補助貨幣としてみる、近代的幣制の立場からの考えは必しも妥当ではあるまい。西南地域では、このような錢貨流通が重要な役割りを果していたのである。(1984. 1. 15)

あ と が き

本稿執筆にあたり山口和雄先生・森田誠一先生には種々の御教示にあずかり、岩橋勝氏・柴多一雄氏・能美安男氏・後藤正明氏には御助言をいただいた。ここに記して感謝の意を表します。

また本稿校正の折に、岩橋勝氏より「播州における錢札流通」(近畿大学「商経論叢」第30巻特別号所収)をいただき、教えられるところが多かった。今後の研究に使わせていただくつもりである。各位の学恩に深謝いたします。

32) 浜松歌国著『浪華文庫』(大阪市史編纂所編『浪華文庫』大阪市史史料第3輯所収) p. 30.

33) 能美安男「伊勢参宮」(『岡垣歴史文化研究会年報五周年記念五・六合併号』所収) p. 38.